

みらい1分ニュースレター

2010/7/26 第 42 号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

伝統産業に根ざした日本の「ものづくり」の力、その品質の高さは世界に知られています。サンプル通りに製品を作り上げ、品質を保ち、適切な製品管理ができることは、中国でも驚異をもって受け止められています。日本のものづくりは危機にあると言われますが、今後も、積極的に中国市場に製品展開をしていってほしいものです。

みらいコンサルティング(株) 国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局

テーマ

製品サンプル及び販促品の輸出入管理に関する公告

←ポイント

- ✓ 公布部門：中国税関総署公告 2010 年第 33 号
- ✓ 施行：2010 年 7 月 1 日から
- ✓ 注目すべきポイント：製品サンプル及び販促品の輸出入管理が強化される。
- ✓ 影響：書類及び**製品サンプル、販促品**、個人所有の身の回り品、個人使用目的の贈り物のみ簡易通関の対象となっていたが、これからは税関での登録・登記が必要にあり、審査による許可制になった。

←解説

同公告による主要な変更

従 来	変 更 後
損傷した衣類や底に穴の開いた片方だけの靴など商業価値のないサンプルまたは広告品	規定なし ●免税（ただし、税関による審査の対象となる。）
申告価格が 400 人民元（約 US\$48）以下 のサンプル品と広告宣伝物	免税品目として簡易通関 ●免除制度が廃止、当該品目の HS コードに基づき課税。 例：HS コード 64051000-90 の革製の靴もしくは再生革製の靴は 24%の関税と 17%の輸入増値税が課税されることになる。 (HS コードと輸入関税率等は以下のサイトを参考： http://www.china-customs.com/customs-tax/)
申告価格が 400~5,000 人民元（約 US\$48~600） と同等価値のサンプル品と広告宣伝物	課税対象であるが簡易通関 ●すべて税関申告書に 10 ケタの輸出入事業者登録コードを記載することを義務づけられる。（書類と個人使用の品物（Personal Effects）は除外）

要 点

- 製品サンプル及び販促品を輸出入する場合、**無償提供かどうかにかかわらず**、何れも**税関で登録登記**した輸出入荷送り人・荷受人又はその代理人が**税関に申告**しなければならず、税関は規定に従って**審査し通関を許可**する。
- 輸出入の製品サンプル及び販促品が中国の**輸出入禁止の対象製品**又は輸出入時の**許可証管理実施の対象製品**に属する場合、**国の関連管理規程**に従って取り扱わなければならない。
- 商品価値の**無い製品サンプル及び販促品**を輸出入する場合、**関税及び輸出時**に税関で**代理徴収**する税金は**免除**される。そのほかの製品サンプル及び販促品の輸出入はすべて規則により課税する。

執筆：姜香花



みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

- ◇ 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階
- ◇ [大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14
- ◇ [名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7

- TEL: 03-3519-3970(代)
- TEL: 06-4705-7010
- TEL: 052-253-5606

